

テレワーク業務に係る 労働法改正

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、テレワーク業務に係る労働法改正についてご紹介させていただきます。

2021年1月11日、メキシコ政府はコロナウイルスの影響により増加しているテレワーク業務形態に関して、雇用主と労働者の義務を規定する労働法を改正し、官報公布いたしました。同改正法は公布翌日の2021年1月12日からすでに適用されていることから、その改正内容について重要な点を以下説明いたします。

なお、スペイン語版はKPMGメキシコのニュースレター原文より、必要に応じてご参照ください。

スペイン語版（原文）：[Flash: Reforma en materia de teletrabajo](#)

目次

1. テレワークの概要
2. 雇用主および労働者の義務
3. 労働社会保障省（STPS）による監査

1. テレワークの概要

(1) テレワークとは

テレワークの定義は、“雇用関係にある労働者が、雇用主の事業所以外の場所で報酬を伴う活動を実施し、雇用主の事業所において物理的にその活動を行わない業務形態”となります。

また、当該テレワークの規定は、総労働時間の40%以上がテレワーク形態において勤務を行う労働者に対して適応されることとなり、臨時のおよび散発的に発生するテレワーク業務は本法令の対象外となります。

(2) 契約規定

テレワーク形態で労働者を雇用する場合には、雇用契約書に労働条件を明確にすることが要件として定められており、重要な点として以下の情報が含まれている必要があります。

- 雇用主と労働者の一般情報（氏名、国籍、年齢、性別および住所等）および業務内容
- 労働者に提供されるテレワーク業務を行うために必要な機器と資材。また、就業上の安全・衛生に関する義務
- 雇用主が労働者に支払う給与およびテレワーク実施に必要な経費
- 既存法に準拠している監督手段、契約期間および勤務時間

事業所内に労働組合が存在する場合は、労働協約の中にテレワーク規定を含める必要があります。労働組合が存在しない場合は、社内就業規則に織り込む必要があります。

そして、事業所での通常勤務からテレワークへ業務形態が移行される場合には、不可抗力な事態を除いて、労働者の自発的行為に基づき、書面にて合意をする必要があります。また、テレワークから事業所での通常勤務へ戻る場合も同様の合意が必要となります。

2. 雇用主および労働者の義務

(1) 雇用主の義務

雇用主の義務について、重要な点として以下のことが規定されています。

- コンピューター、椅子、プリンター等のテレワークに必要な機器の支給、設置およびメンテナンス
- 通信費や電気代等労働者がテレワークに必要な経費の負担
- 労働上の安全・衛生基準に準拠するために、労働者に支給された機器や資材の記録を管理
- 情報セキュリティの構築維持
- 労働者の就業時間後でのテレワーク接続解除の権利尊重
- 各労働者の労働内容を考慮した上で、ビデオやマイクの使用等IT技術の使用に関する研修の実施

(2) 労働者の義務

労働者の義務について、重要な点として以下のことが規定されています。

- 雇用主から支給された機器と資材を管理する義務
- 安全・衛生基準の順守
- テレワーク実施の為に生じた通信費および電気代の報告
- 業務上利用するデータ保護基準の順守

3. 労働社会保障省 (STPS) による監査

テレワークの労働環境は、人間工学的、心理学的、その他のリスクを伴うこととなり労働者の健康に悪影響を与える可能性がある為、労働社会保障省は本改正後18ヵ月以内にテレワークに関する安全・衛生基準をメキシコ公式規格 (NOM) として規定します。

また、雇用主から労働者へテレワーク遂行の為に必要な機器や資材の支給が適切に行われているか、テレワーク労働者に対する給与が雇用主の事業所で労働する場合の給与を下回っていないこと等、労働法で定められた義務の遵守を確認および監視します。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人 (KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム) は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。